

議 事 録

会 議 名	令和 7 年 第 3 回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和 7 年 3 月 2 5 日 (火) 午後 1 時 3 0 分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3 階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8 番 中村 基寛 委員：1 番 大久保泰明 2 番 金子イツ子 3 番 市川 幹雄 4 番 五島 修一 5 番 福岡 喜輝 6 番 三澤 伸喜 7 番 相田 孝 農地最適化推進委員 委員：9 番 川島 博英 10 番 相原 善久 11 番 露木 武光 計 11 名		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：西島雄一 主幹：吉田慎也 主査：広田智之 主任主事：保永貴史		
傍聴人			
議 事	日程 第 1 農地法第 3 条の規定による許可申請書について 日程 第 2 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について 日程 第 3 農地造成工事施行承認願について 日程 第 4 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 日程 第 5 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について 日程 第 6 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について 日程 第 7 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等（案）及び令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について		
会議の概要	会 長：ただ今から、令和 7 年第 3 回定例総会を開会いたします。欠席委員は、いません。出席委員は農業委員 8 名中 8 名、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、農地利用最適化推進委員が 3 名出席しております。本日の議事録署名人に、1 番と 2 番を指名いたします。 会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第 1、農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案番号 30 号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 事務局：（議案番号 30 号を朗読） （説明）当案件は、位置図にありますとおり小動地区の農用地区域内農地 1 筆です。譲受人は、トラクターやユンボ等を所有しており、苗木等を作付しています。ご自宅から当該地までの通作距離は、約 7 km、車で約 15 分です。また、権利を有するすべての農地を効率的に耕作し、農作業に従事する日数が年間 150 日以上であるため、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。 会 長：続いて、地区担当農業委員である 3 番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 3 番：3 月 13 日事務局と現地調査を行いました。譲受人は実績もあり、必要な機械も所有しているため、問題ないと思います。		

会 長：これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。
(委員より意見なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号３０号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号３０号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に、日程第２、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について、議案番号３１号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号３１号を朗読)
(説明) 当該地は田端地区にある調整区域内の農地１筆で、現況は畑です。期間については３年間で、借り手は実績があり、トラクター、管理機、動力防除機、運搬車、動力カッターなどを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である８番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

８番：現地はシャクヤクがすでに埋まっており、これからきれいに咲くと思う。問題ないと思います。

会 長：それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。
(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号３１号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号３１号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。続いて、議案番号３２号上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号３２号を朗読)
(説明) 当該地は岡田地区にある調整区域内の農地１筆で、現況は畑です。期間については３年間で、借り手は実績があり、草刈り機、耕運機などを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である６番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

６番：３月１３日事務局職員と現地調査をしました。現況は畑です。借り手は実績があり、しっかり耕作されておりましたので、問題ないと思います。

会 長：以上でございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。
(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号３２号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手を願います。
(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号３２号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。続いて、議案番号３３号上程いたします。事務局より議案の

朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号３３号を朗読）

（説明）当該地は小動地区にある農用地区域内の農地１筆で、現況は田です。期間については３年間で、借り手は実績があり、田植機、刈取機、草刈機などを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である３番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

３番：３月１３日現地調査をしました。現地はうなっており、きれいになっておりました。機械も所有されていますし、問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号３３号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号３３号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。次に、日程第３、農地造成工事承認願について、議案番号３４号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号３４号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり倉見地域内にある調整区域内農地１筆で、現況は田です。盛土高は田面から４０ｃｍとし、畑として利用する計画です。１０９２の西側及び南側の境界にはコンクリートブロック積みで土留めを作ります。その他の境界は既存土留めを利用するほか、５０ｃｍ離れた法面にして土の流出を防ぎます。畑に転換後は、葉物野菜を作付けする予定です。

会 長：続いて、４番から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

会 長：３月１３日現地調査をしました。隣地の農地造成の影響で水はけは悪くなっていますが、造成し土を盛れば問題なく使用できると思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号３４号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号３４号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。続いて、議案番号３５号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号３５号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり一之宮地域内にある農用地区域内農地１筆で、現況は田です。別筆の土を持って来て、転圧、防草シートや簡易土留めの設置などを予定しており、計画地全体をフラットにする予定です。畑に転換後は、ハウスを設置し、ベビーリーフを作付けする予定です。

会 長：続いて、私８番から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

会 長：３月１３日事務局職員と現地調査をしました。土が隣地に出ないようにしっかり対策するとのことでしたので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明につ

	いて、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし) 会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号３５号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 事務局長：総員挙手 会 長：では総員挙手ですので、議案番号３５号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。次に、日程第４、農地法第３条の３第１項の規定による届出について、報告番号２０号の１件、日程第４、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告番号２１号の１件、日程第５、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、報告番号２２号から２７号の６件を、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。 事務局：農地法第３条の３第１項の規定による届出については、議案書のとおり１件、農地法第４条第１項第７号の規定による届出については、議案書のとおり１件、農地法第５条第１項第６号の規定による届出については、議案書のとおり６件届出がありました。いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。 会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし) 会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。次に日程第６、議案番号３６号、令和７年度最適化活動の目標の設定等(案)及び令和６年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、事務局より説明をお願いします。 事務局：(議案番号３６号を資料に基づき説明) 会 長：ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 会 長：アカデミーに通って就農するパターンと認定農業者の研修により就農するパターンがあると思うが、比率はどちらの方が多いのか？ 事務局：どちらかといえば認定農業者の研修で就農している人の方が多いと思われます。 会 長：他にございますでしょうか？ (委員より意見、質問なし) 会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、議案番号３６号については原案のとおり設定、公表することといたします。 最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし) 会 長：では、以上をもって、令和７年第３回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。
資 料	１．令和７第３回定例総会議案及び位置図

議事録署名人

議事録署名人

本議事録は、令和７年４月２５日、承認・署名を得て確定しました。